第9号様式の3(第15条関係)

|  |
| --- |
| 第　　　　　号年　　月　　日　　　　　　　　　殿東京都知事　　　　　　　　街並み景観ガイドライン不承認通知書　東京のしゃれた街並みづくり推進条例第27条第3項の規定により、街並み景観ガイドラインを承認しないことを、通知します。記1　街並み景観ガイドラインの名称2　街並み景観ガイドラインの対象となる重点地区の名称、位置、区域及び面積3　協議会の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地4　承認しない理由(教示)　1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。　2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 |

(日本産業規格A列4番)